

農薬の審査業務の更なる充実を目指して

FAMICには、農薬として登録してよいか判断するための審査などを行っている農薬検査部門があります。平成30年度の農薬取締法の改正により、審査する内容が更に充実して広がったため、農薬検査部門を再編しました。

1 農薬審査統括官の新設

農薬は、国に登録された製品のみ、製造、輸入及び販売をすることができます。

新しい農薬を作って販売したい者は、その農薬の効果や安全性などに関する試験成績などを添えて、農林水産大臣に登録の申請をします。

FAMICは、農林水産省の指示により、試験成績などを審査し、その結果を報告します。農林水産省は審査結果から農薬を登録するか否かを判断します(図1)。



図1 農薬登録時のイメージ図

今回の法改正で、登録した農薬の再評価を行うことになりました。再評価の際には、上記の登録時と同様に、FAMICが登録内容を見直して農林水産省に報告します(図2)

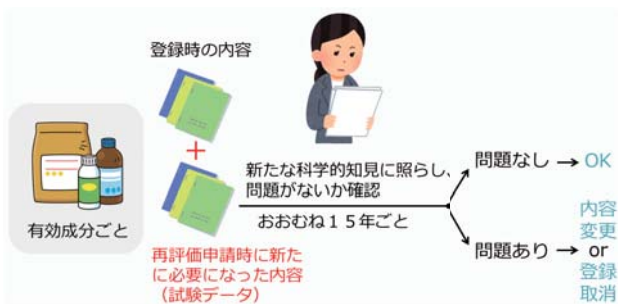


図2 農薬再評価時のイメージ図

また、その審査内容は、透明性確保のため、審査報告書として公表されます。

これらの再評価や審査報告書の公表といっ

た業務は、部門内のすべての審査担当課と農林水産省や環境省などの外部機関との一元的な調整が欠かせないことから、これらを総合的に調整する農薬審査統括官



を新設しました。同統括官は、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた評価方法の見直しを推進する役割も担っています。

2 試験施設を調査する課を新設

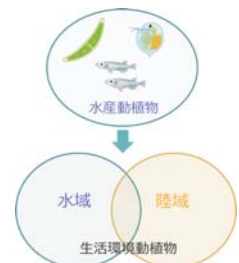
農薬の安全性に関する試験(毒性試験や作物残留試験など)は、国が定める基準(GLP:試験の信頼性を確保するための基準)に従って行う必要があります。



FAMICは、試験施設がGLPに従って試験を行っているか調査しています。今般、試験施設の調査業務を強化するため、試験施設審査課を新設しました。

3 環境動態と生態毒性を一体的に

これまで、農薬が生態系に与える影響を調べる対象は、主に水産動植物でしたが、陸生生物などを含む生活環境動植物に広がりました。



拡大する審査内容に対応するため、農薬の土壌や水中での動きに関する審査と、生態毒性に関する審査を行っていた課を統合して環境影響審査課を設けました。